

## 入院時食事療養費の自己負担額の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響より、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、医療法人啓愛会白梅病院でも令和7年4月1日より下記のように負担金に変更になるため、ご理解の程よろしく申し上げます。

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日より
70歳未満	70歳以上	1食につき <u>490円</u>	1食につき <b><u>510円</u></b>
区分ア	現役並みⅢ		
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき230円	1食につき <b><u>240円</u></b>
	低所得Ⅰ	1食につき110円	<b>変更なし</b>

(注1) 所得区分によって医療費の自己負担金や食事療養負担額が定められています。

(注2) 流動食のみ提供する場合は除きます。

(注3) 公費医療（難病）等により、負担金額が異なる場合があります。

負担金額の詳細については、下記へお問い合わせください。

- ・国民健康保険（国保）、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合）の方は、「加入保険者」へ
- ・指定難病等で医療費助成制度の認定を受けている方は、住所地を所轄する「保健所」へ